

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律施行令の運用及び解釈について

通達
(施行令関係)

- (43 化第 151 号 昭和 43 年 2 月 12 日)
 改正 43 化第 222 号 昭和 43 年 2 月 29 日
 43 化第 652 号 昭和 43 年 5 月 11 日
 44 化第 1438 号 昭和 44 年 10 月 12 日
 44 化第 1643 号 昭和 44 年 9 月 16 日
 45 保第 884 号 昭和 45 年 11 月 30 日
 46 保局第 330 号 昭和 46 年 7 月 24 日
 50 立第 172 号 昭和 50 年 2 月 24 日
 50 立第 1113 号 昭和 50 年 6 月 2 日
 50 立第 1192 号 昭和 50 年 6 月 12 日
 53 立第 55 号 昭和 53 年 2 月 3 日
 54 立局第 517 号 昭和 54 年 8 月 31 日
 56 立局第 404 号 昭和 56 年 6 月 5 日
 56 立局第 433 号 昭和 56 年 7 月 16 日
 平成 09・03・31 立局第 77 号 平成 9 年 4 月 1 日
 平成 12・03・30 立局第 9 号 平成 12 年 4 月 1 日

第 2 条 (一般消費者等) 関係

1. 第 1 号中「業務の用」は、法第 2 条第 2 項中「生活の用」に対するものであり、商業、サービス業等のみならず、例えば工場の事務所における使用も含まれる。すなわち、法第 2 条第 2 項と本号とにより、液化石油ガスを冷暖房又は飲食物の調理（省令で定める施設内におけるものを除く。）のために使用する者は、その限りにおいて、その職業の有無あるいはそのいかんを問わず、すべて、一般消費者等になる。なお、「暖房若しくは冷房」とは、人間のためのものに限り、農産物の栽培のためのもの等は含まれない。また、「調理」とは、その場所において、その調理した飲食物を飲食させる場合及び直接一般消費者に販売する目的をもって調理する製造、小売の場合をいう。

すなわち、専ら製造、卸を業とする者は除外されるが、製造、卸と一般消費者への直接の販売の両方を行っている者は含まれるので、いわゆる給食センター（調理した食品を直接学童、従業員等の一般消費者に販売している。）は液化石油ガス法の対象となる。

2. 「船舶」とは、船舶安全法の適用を受けるか否かを問わず、自力航行能力を有する社会通念上の船舶をいう。

3. 第 2 号は、液化石油ガスをいわゆる「湯沸し」のために使用する者のうち一定のものを一般消費者等に加える規定である。

「サービス業」の範囲については、日本標準産業分類の「サービス業」に準拠するが、主なものは次のとおりである。

- (1) 旅館業（旅館、ホテルのほか、貸間、下宿、共済会館等の経営の事業も含まれる。）
- (2) クリーニング業（クリーニング業法第 2 条第 1 項の「クリーニング業」をいう。）

すなわち、いわゆる貸しおしぼり業等も含まれる。)

- (3) 理容業（理容師法第1条第1項の「理容」の事業をいう。）
- (4) 美容業（美容師法第2条第1項の「美容」の事業をいう。）
- (5) 浴場業（公衆浴場法第1条第2項の「浴場業」をいう。）
- (6) 医療保健業（病院、診療所、助産所等の経営の事業をいう。）

通達（施行令関係）

第3条（液化石油ガス器具等）関係

1. 別表第1第1号中、「容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のもの」のうち、「容器が部品として取り付けられる構造のもの」とは、次の構造のものをいう。
 - ① 容器が組み込まれる構造のもの
 - ② 容器に燃焼器を直接取り付ける構造のもの（①を除く。）
 - ③ 内容積が5リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外の管によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外の方法のものであり、かつ、当該容器に日本工業規格 B 8245（平成6年）液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用しないもの
「容器が附属品として取り付けられる構造のもの」とは、内容積が5リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外の管によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外の方法によるものであり、かつ、当該容器に日本工業規格 B 8245（平成6年）液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用するものをいう。
2. 別表第1第2号及び別表第2第5号中「液化石油ガス用瞬間湯沸器」とは、水容量の少ない缶体で、給水に関連して点滅するメーンバーナーを有し、水が熱交換部を通過する間にメーンバーナーに点火し加熱される構造のものであって、専ら給湯の用に供するものをいう。
3. 別表第1第3号及び別表第2第7号中「液化石油ガス用バーナー付ふろがま」とは、次の①及び②の要件に適合するものをいう。
 - ① ふろがまにふろバーナーが固定されているか又は容易に取り外すことができない方法で取り付けられていること。
 - ② 輸送時の梱包がふろバーナーを取り付けた状態であること。
4. 別表第1第4号中「液化石油ガス用バーナーを使用することができるふろがま」とは、液化石油ガス用ふろバーナーを使用することが可能なふろがまをいい、都市ガス用ふろバーナーを使用することもできるいわゆる液化石油ガスと都市ガス兼用のふろがまを含む。したがって都市ガス専用のふろがまは除かれる。この場合、都市ガス専用のふろがまとは、ガス事業法施行令（昭和29年政令第68号）別表第3号に規定するガスバーナー付ふろがまをいう。
5. 別表第1第3号及び第4号並びに別表第2第7号中「ふろがま」には、ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和34年労働省令第3号）の適用を受けるボイラを含まない。
6. 別表第1第7号中「液化石油ガス用ガス栓」とは、調整器（燃焼器具から最も近いものをいう。）から燃焼器具までの間に設置される供給管又は配管に主として接続されるものをいう。
ただし、ホースガス栓のうち本体が箱内に収納されるボックス型ガス栓であって、

本体と入口側接続部が分離できるものは、本体のみをもってガス栓とみなすことができる。

第10条（報告の徴収等）関係

本条は、法第82条第1項から第3項までの規定により報告をさせることができる事項の範囲を規定したものであり、これらについて現実に報告をさせることができるのは、法第82条第1項に規定されているとおり、「法の施行に必要な限度」に限られる。

第11条（関係行政機関への通報等）関係

本条の規定による通報は、毎月分をとりまとめ、翌月末までに行うこと。ただし、緊急の必要があると認められるときは、この限りでない。

第13条（都道府県が処理する事務）関係

1. 第1項の規定により、供給設備に係る法第16条の2第2項の規定に基づく通商産業大臣の権限に属する事務は、当該供給設備に係る販売所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととなる。

これは、保安の確保の実効性の観点から都道府県知事が処理する事務とするものである。

2. 第2項の規定により、都道府県知事は、法第3条第1項の登録を通商産業大臣が行ったもの及び第14条第1項の権限の委任に基づき通商産業局長が行ったものについて、報告徴収の事務を行うこととなる。
3. 第3項の規定により、都道府県知事は、法第3条第1項の登録を通商産業大臣が行ったもの及び第14条第1項の権限の委任に基づき通商産業局長が行ったものについて、立入検査の事務を行うこととなる。

なお、都道府県知事は、その管轄区域内に販売所を有する液化石油ガス販売事業者に係る供給設備であれば、当該都道府県知事の管轄区域外に設置されているものについても立入検査をすることができる。

4. 第4項の規定により、都道府県知事は、法第29条第1項の認定を通商産業大臣が行ったもの及び第14条第2項の権限の委任に基づき通商産業局長が行ったものについて、報告徴収及び立入検査の事務を行うこととなる。

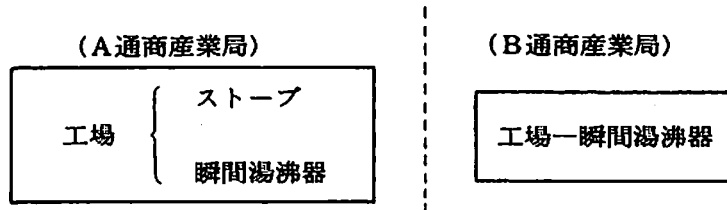
なお、都道府県知事は、その管轄区域内の液化石油ガス販売事業者の販売所に係る保安業務を行っている保安機関の事業所であれば、当該都道府県知事の管轄区域外に所在地があるものについても立入検査をすることができる。

第14条（権限の委任）関係

1. (1) 第3項の規定により、第1種液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場が一の通商産業局の管轄区域内のみに設置されている場合に限り、当該工場又は事業場の所在地を管轄する通商産業局長が行うこととなる。

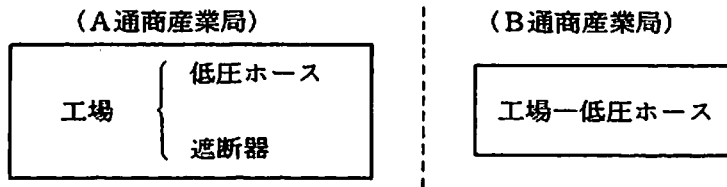
なお、第1種液化石油ガス器具等の登録の取消し及び型式の承認に係る権限は、すべて通商産業大臣に残されているので念のため。

- (2) 本項による権限の委任は、第1種液化石油ガス器具等の製造の事業の区分ごとに行われるので、図のような工場を有する第1種液化石油ガス器具等製造事業者の場合、ストーブについてはA通商産業局所管、瞬間湯沸器については本省所管となる。



2. 第4項の規定により第2種液化石油ガス器具等の製造事業者の工場が一の通商産業局の管轄区域内のみに設置されている場合には、当該製造事業者は通商産業局の所轄となる。

ただし、第2種液化石油ガス器具等の種類が同じであるかどうかは問わないので図のような場合には、本省所管となる。



3. 第5項の規定による第2種液化石油ガス器具等輸入事業者に関する通商産業局長への権限の委任も第4項の場合と同様である。したがって、第2種液化石油ガス器具等の輸入事業に係る事務所又は営業所がその扱う第2種液化石油ガス器具等の種類が同じであるかどうかは問わないので、当該事務所又は営業所が2以上の通商産業局の管轄にある場合は、本省所管となる。
4. 第6項の規定により、通商産業局長は、その管轄区域内に販売所を有する通商産業大臣又はその通商産業局長の登録を受けた液化石油ガス販売事業者に係る供給設備であれば、当該通商産業局長の管轄区域外に設置されているものについても立入検査をすることができる。
5. 第7項の規定により、通商産業局長は、その管轄区域内の通商産業大臣又はその通商産業局長の登録を受けた液化石油ガス販売事業者の販売所に係る保安業務を行っている保安機関の事業所であれば、当該通商産業局長の管轄区域外に所在地があるものについても立入検査をすることができる。
6. 第10項の規定により、通商産業局長は、その管轄区域内にある液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者の工場、事業場、事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所等について立入検査等を行うこととなる。

この場合、図のように第1種液化石油ガス器具等の登録製造事業者、第2種液化石油ガス器具等の製造事業者、輸入事業者の所管通商産業局長と立入検査等を実施する通商産業局長が異なる場合もあるので、取締りの実効性が確保されるよう、登録した通商産業局又は事業届を受けた通商産業局において管轄区域外にある倉庫等の所在地等を把握し、管轄する通商産業局に資料を送付するものとする。

